○財務省告示第百七十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成十九年四月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年五月十日

財務大臣　尾身　幸次

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第二百五十五回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び附則第七十六条第一項

三　振替法の適用等　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非

競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行
各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行
各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行
各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行
額面金額で一兆五千四百億円
うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で八千億七千二百九十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で五千三百九十九億八百八十五万円、同法附則第七十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債につ

いては、額面金額で二千億千八百二十万円

ロ　非競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二百億八千二百万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千三百九十億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　一兆五千三百九十八億五千九百三十五万五千円

ロ　非競争入札発行　二百億八千十九万二千六百二十円

ハ　国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行　千三百八十九億八千七百四十九万円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成十九年四月十六日

十一　発行価格

イ　価格競争　額面金額百円につき九十九円九

入札発行　十八銭五厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十九銭一厘

十二　利　　率　年〇・八パーセント

十三　経過利子の払込み

(一)　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税

の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十四　初期利子　平成十九年十月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五　第二期以後の利子　毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六　償還期限　平成二十一年四月十五日

十七　償還金額　額面金額百円につき百円

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成十九年四月十六日